

令和3年度第1回「広島市いじめ問題対策連絡協議会」配席図

会長		副会長	
広島人権擁護委員協議会	(空欄)	広島市教育委員会 学校教育部 生徒指導課 いじめ対策推進担当課長	
広島県社会福祉士会		広島市小学校長会	
広島市医師会		広島市公立中学校長会	
広島市PTA協議会		広島市立高等学校長会	
広島弁護士会		広島市児童相談所	
広島県臨床心理士会	広島県警察本部	広島法務局	
事務局			
広島市教育委員会 学校教育部 生徒指導課		広島市教育委員会 青少年育成部 育成課	

令和3年度 第1回 広島市いじめ問題対策連絡協議会

日時 令和3年7月27日(火)

18:30～20:15

会場 広島市役所本庁舎14階 第7会議室

次 第

1 出席者自己紹介

2 会長・副会長選任

3 説 明

(1) 今年度(令和3年度)の広島市のいじめ防止等の施策【資料2】

(2) 「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードの報告【資料3】

4 協議・情報交換

(1) 各関係機関及び団体のいじめ防止等の取組状況について

(2) 今年度の広島市いじめ問題対策連絡協議会の取組について【資料4】

【配布資料】

- ・ 出席者名簿、配席図、実施要項
- ・ 資料1～4
- ・ 基礎資料A(設置要綱)、B(公開要領)、C(傍聴要領)

参考 「学校と他機関がスムーズに連携するためのリーフレット」報道資料
いじめの定義・いじめ見逃しゼロについて

令和3年度広島市におけるいじめの防止等に関する施策

事業名	目的	内容	予算	前年度比
いじめの相談に係るカードの作成	児童生徒がいじめ等による不安や悩みを相談できる窓口の周知徹底を図る。	○ 「広島市いじめ問題対策連絡協議会」として「いじめの相談に係るカード」及びポスターを作成。 ・ 広島市内に所在する国公私立の学校の児童生徒全員、関係機関、公民館等に配付	45万5千円	▲16万2千円
まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト	学校と家庭・地域の連携・協力による「まちぐるみの教育」を充実・強化し、子どもの健やかな成長を図る。	○ 実施校(48校→56校に拡充)の学校協力者会議にコーディネーターを1人配置し、家庭・地域による教育支援活動及び学校による地域貢献活動を推進	5,040万円	720万円
スクールカウンセラー(SC)	児童生徒のいじめ等の未然防止や早期発見、早期解決及び教育相談体制の充実を図る。	○ 全ての市立小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校にSCを配置 ○ SCが各学校の「いじめ防止委員会」に定期的に参加する時間として、年間24時間(月2回)を措置。特に、いじめ認知件数が全国平均を上回る108校は年間48時間(月4回) ○ ストレスに対処する力、SOSを出す力等を育む授業にSCが参加する時間として、指定校(78校)を対象学年の学級数×2時間を措置する。	2億7,550万6千円	472万2千円
スクールソーシャルワーカー(SSW)	社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、関係機関とのネットワークを構築したり、家庭や地域など児童生徒ととりまく環境に働きかけたりすることにより、いじめ等の様々な問題を抱えている児童生徒徒に対し、その問題の早期発見・早期対応を図る。	○ 拠点校18校にSSWを1人ずつ配置し、それぞれが拠点校を含む3～4中学校区を担当(ケース数増に伴いSSWを16人→18人に拡充) ○ 事務局に1名のSSWスーパーバイザーを配置し、SSWの対応する重篤なケースに適切な助言等を行う。	6,418万9千円	724万3千円
みんなで語ろう！心の参観日	道徳の授業を家庭や地域に公開し、児童生徒の命の大切さや思いやりなどの豊かな心を育む。	○ 各学校において、ボランティア経験者やスポーツ選手等を外部講師(心の先生)として招聘し、その内容について、児童生徒及び保護者、地域住民が意見交流を行う。	166万円2千円	▲46万3千円

主要な変更箇所に下線

令和3年度「いじめ問題24時間電話相談窓口」カード

(外面)

<p>LINE やツイッターなど、SNSで相談する方法もあるよ!</p>	<p>広島市青少年総合相談センター内 いじめ110番 24時間いつでも</p>
<p>このライン相談 @広島県 令和3年 令和4年 4月1日~3月31日 午後5時~午後9時 ※休日も受付可</p> 	<p>全国統一の「24時間子供SOSダイヤル」 あらゆる「子どものSOS」に関する相談電話です ☎0120-0-78310 ☎(082)242-2110 ※どちらにかけてもいじめ110番につながります。</p>
<p>SNS相談【厚生労働省】 LINE、ツイッターなどで相談ができます。 厚生労働省 SNS相談 偽悪</p>	<p>広島市のHPからも相談できるよ! 「子どものいじめに関する情報提供窓口」 広島市 子どものいじめ 偽悪</p> 

山折り線

(内面)

<p>そのほか、いじめなど、悩みなどの相談ができる窓口</p>	
<p>児童相談所虐待対応ダイヤル【厚生労働省】 ☎189 (いちばやく) 24時間いつでも・通話無料 近くの児童相談所につながります 【広島市児童相談所】 ☎(082)263-0694 月~金 8:30~17:15 ※土日・祝祭日・年末年始・8/6 (虐待・緊急は24時間いつでも)</p> 	<p>「0120」からはじまる電話番号は通話無料です。 こどもでんわそうだん【広島弁護士会】 ☎090-5262-0874 月~金 16:00~19:00 ※土日・祝祭日・年末年始・GW・お盆</p>
<p>子どもの人権110番【広島法務局】 ☎0120-007-110 月~金 8:30~17:15 ※土日・祝祭日・年末年始 (相談時間外は留守番電話です)</p>	<p>広島いのちの電話【社会福祉法人】 ☎(082)221-4343 24時間いつでも 7月~9月「自殺予防いのちの電話」もあります 詳しくはHPをご覧ください。</p> 
<p>ヤングテレホン広島【広島県警】 ☎(082)228-3993 24時間いつでも</p>	<p>18歳までの子どもがかけるでんわ ひろしまチャイルドライン【NPO法人】 ☎0120-99-7777 毎日 16:00~21:00 ※年末年始 チャットそうだんはこちらから→</p> 

谷折り線

児童生徒へのメッセージ

- 「いじめ問題 24 時間電話相談窓口」カードを配付する際には、以下の様なメッセージを伝えてください。
- メッセージを伝える際には、児童生徒の発達段階や学級、学校の状況に応じて、言葉や表現等を適宜変更してください。

【メッセージ例】

私たちは、みなさん一人ひとりが「かけがえのない人」として大切にされ、安心・安全に生活し、自分のもっている個性を生かし、しっかりと力を伸ばして欲しいと願っています。

毎日の生活の中では、友達のことや勉強のこと、いじめのことなどで悩んだり、辛い思いや悲しい思いをしたりしている人もいるかもしれません。

今配付したカードは、「心が SOS を感じたら」と、いじめなど色々なことに悩み、苦しいと感じたときには、決して一人で悩みを抱え込まず、周りにいる大人またはこのカードにある相談窓口にご相談して欲しい」という想いから作成しました。

また、このカードにある相談窓口などに相談した子どもからは、「相談してよかった」と感じてくれている子がいます。

身近な大人に相談しにくかったり、話しづらかったりした時は、今配付したカードに相談できる窓口の電話番号や SNS による相談などについて書いてあるので、相談してください。

令和3年6月29日
生徒指導課
いじめ対策推進担当

令和3年度における広島市いじめ問題対策連絡協議会の開催について

1 現況について

- (1) 本市では、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及び認知したいじめへの対応をいう。）に関係する機関及び団体の連携を図るため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項の趣旨に鑑み、広島市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を、平成26年度から開催している（令和2年度は3回開催）。
- (2) 第1回の開催について、現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を踏まえ、時期を検討している。
- (3) 学校においては、前年度のような全校一斉休業は実施せず、児童生徒等の陽性が確認され、学校での濃厚接触者等がいる場合に、臨時休業としている。
現在、臨時休業を行う学校は大幅に減っているものの、学校教育活動においては、行事の変更や一部活動の停止など、様々な制約下での展開を余儀なくされている。
- (4) 以上の状況を踏まえ、協議会も、児童生徒の学びの保障を最優先とし、今後の感染状況等を踏まえながら、7月以降の開催を目指している。

2 令和3年度の協議会の開催について（案）

(1) 方向性

- ア 3回開催する。（今後の感染状況等を踏まえ、その都度、開催については検討する。）
- イ 前年度に引き続いて「学校視察」は実施しない。（今後の学校教育活動が様々な制約を受ける中、児童生徒の学びの保障を最優先とし、行事の見直し等を行う必要があるため。）

(2) 第1回連絡協議会の主な内容

- ア 会長・副会長の選任
- イ 説明（項目ごとに短時間の質疑応答）
 - ・ 令和3年度広島市におけるいじめ防止等に関する施策（A4 1枚）
 - ・ 「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードの報告（7月中旬頃、児童生徒へ配付予定）
 - ・ 協議会リーフレット〔一人ひとりの子どもをいじめから守るために〕

ウ 協議

令和3年度の協議会の取組について（案）

〔第2回〕（11月開催予定・事例検討は非公開）

- ・ 令和2年度不登校・いじめ・暴力行為の状況について
- ・ 事例検討（関係機関の連携の在り方）
- ・ 情報交換

〔第3回〕（3月開催予定。審議会・教育委員会議開催後が望ましい。）

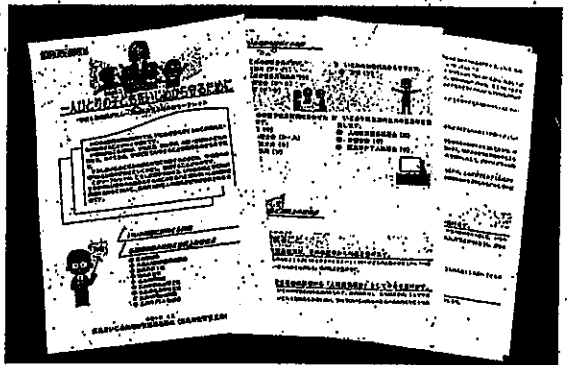
- ・ 令和3年度広島市におけるいじめ防止対策について
（教育委員会の取組・学校の取組）
- ・ 令和4年度の協議会の取組について
（関係機関の連携強化に向け、取り組んでいきたいことは何か、等）
- ・ 情報交換

エ 情報交換

各機関から、いじめ防止等の取組状況について説明

いじめ対策にリーフレット

11機関でつくる協議会が電子版 役割や連絡先紹介 迅速な助言へ



いじめから子どもを守るために
協議会がつくったリーフレット

広島市教委や広島弁護士会など11機関でつくる「市いじめ問題対策連絡協議会」は、いじめの防止や被害者支援といった各機関の役割や連絡先を紹介する電子版のリーフレットを初めて作った。市立の小中高校などに配り、教員や保護者たちが迅速に助言を受けられる体制づくりを生かす。

全83ページ、各機関の子ども向け、保護者向けの相談窓口の電話番号を載せた。利用しやすいよう、①相談を受ける②加害行為から守る③家庭環境などに合わせた支援をする④予防教育を実施するの4項目で、各

機関を分類している。県警が加害行為を調査して児童・生徒に説諭や注意をしたり、弁護士がいじめ予防のための出前講座を開いたりするなど、可能な対応も示している。市立学校の全213校に4月下旬、電子メールで配信した。

協議会はいじめ防止対策推進法の施行を受け、市教委が2014年度に設けた。市教委生徒指導課はいじめに適切に対応するためには、学校と専門機関の迅速な連携が不可欠だ。さまざまな機関の特長を生かして、子どもを見守りたい」としている。(小林可奈)

I いじめとは

1 いじめの定義

「いじめの見逃し」をゼロにするためには、全ての教職員が「いじめ防止対策推進法」に定められた「いじめの定義」を正しく理解する必要があります。

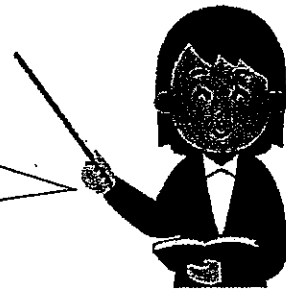
いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

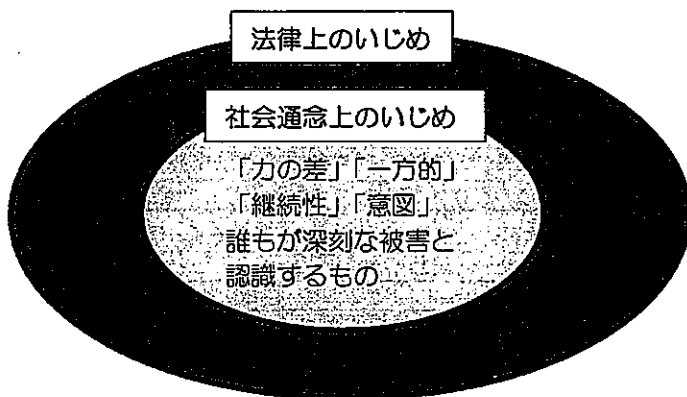
(平成25年9月28日施行)

- ※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。
- ※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を持っているものを指します。

いじめの定義を理解することも大切ですが、正確な情報を速やかに集め、事実に基づき、機を逸することなく、児童生徒に適切な指導・支援をすることがより大切です。



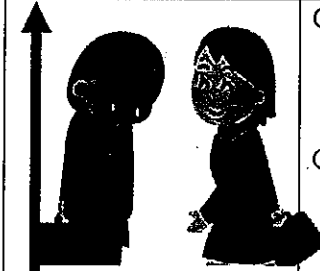

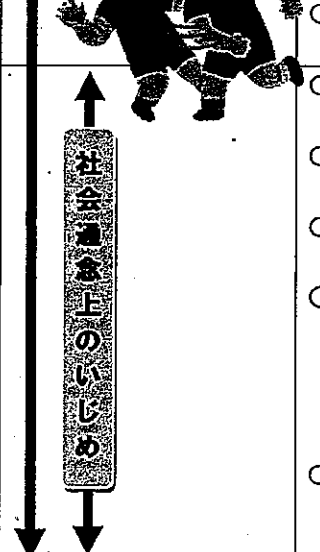

(1) 法律上のいじめと社会通念上のいじめとの相違点



いじめ防止対策推進法で定められた「いじめ」は、いわゆる社会通念上の「いじめ」の範囲より極めて広がっています。

これっていじめ!?

「責めることを意図せずに行った行為」、「偶発的な行為」、「継続性がない行為」、「相手を特定せずに行った行為」などであっても、その行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという意識を持って、いじめを確実に認知する必要があります。

行為の意図性・故意性	・法律上のいじめ ・社会通念上のいじめ	いじめの行為(例)
1 善意で行った言動が...		<ul style="list-style-type: none"> ○ Aさんは、入学試験が近いにも関わらず、ゲームばかりしているBさんに、「こんなことでは希望している高等学校に合格できないからゲームをやめなよ。」と繰り返し注意する。 ○ Cさんが算数の問題を一生懸命考えていたところ、隣の席の算数が得意なDさんは、解き方を教えてあげる。Cさんは、あと一息で正解にたどり着くところであり、答えを聞いた途端に泣き出す。
2 意図せずに行った言動が...		<ul style="list-style-type: none"> ○ Eさんは、合唱のパート練習中、Fさんに「もっと大きな口をあけて歌ってよ。」と言う。 ○ Gさんは、授業中に指名されたが答えられないHさんに「こんな問題も分からないの?」と言う。 ○ Iさんがよそ見をしていたとき、Jさんから滑り台の順番を抜かされる。
3 衝動的に行った言動		<ul style="list-style-type: none"> ○ K君がサッカーをしているとき、蹴ったボールをL君の顔に当ててしまい、L君は、K君に対して、「お前しばく。」と言う。 ○ M君は、廊下をよそ見をしながら走っていたN君がうっかりぶつかってきたため、突然殴りかかる。
4 故意で行った言動		<ul style="list-style-type: none"> ○ O君は、試合でシュートを外したP君に、「お前のせいで負けたんで。」と執拗に言う。 ○ Q君は、部活動のグループメールで「OO死ねばいいのに!」と書き込む。 ○ R君は、S君のサッカーシューズを隠し、S君が困っている様子を見て笑う。 ○ T君は、部活動を休みがちになったU君に、「部活動を休んだらみんなに500円払え。」と言い、周りの児童生徒も「いいね。」と言い、同調する。 ○ V君は、お金を持って来れないW君に土下座を強要したり、殴ったりする。

※ 上記の類型は、あくまでも例であるため、いじめの認知にあたっては、被害の児童生徒が「心身の苦痛を感じている」かどうかを鑑み、個別に判断する必要があります。個々のいじめの対応にあたっては、総合的に考慮して、適切な対応を行うことが必要です。

「こんな事案までいじめと数えたらいったい何件までふくれあがることか。」「1回きりだからいじめではない。」「お互い悪口を言い合っているのだからいじめではない。」と言うのではなく、いじめの定義を正しく理解した上で、背景にある事情の調査を行い、児童生徒に適切な指導・支援をすることが大切です。



第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」をいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

特に、児童生徒が「心身の苦痛を感じている」か否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒（被害側）の立場に立つことが必要である。

「好意」や「無意識」による行為でも心身の苦痛を与えれば法律上の「いじめ」となる。

これは、「いじめ」の定義を社会通念より大幅に広く定め、対応を徹底させることにより、「いじめ見逃しゼロ」を実現しようとするものである。いじめの防止等に向けた取組に当たっては、この法の趣旨についての共通認識を児童生徒、教職員のみならず地域住民、家庭、その他の関係者が持つことが重要である。

2 いじめの特性

いじめには、次表のような特性があり、これを十分に理解した対応が求められる。

いじめは、日々、学校現場で発生する人間関係のトラブルに紛れ、当初は、いじめかどうか判断できない段階で対応を迫られたり、対応の中で新たな事実が判明したりすることも多い。このため、「正確な情報を速やかに集め、事実に基づき、機を逸することなく、児童生徒に適切な指導・支援をする」という生徒指導の基本が重要となる。

いじめの特性と求められる対応

いじめの特性	求められる対応【広島市基本方針中の記載箇所】
<p>(1) 大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われる。</p> <p>例)・大人の目に付きにくい時間や場所 ・遊びやふざけあいを装う</p> <p>加害側のみならず、被害側もいじめ被害を認めないことがある。(2)参照)</p> <p>↓ 児童生徒は「同世代の問題」への大人の介入に抵抗感を持つ傾向</p> <p>認知は、他の問題行動より格段に困難</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の教員の目（見守り）、見立て（事実の評価・方針検討）による組織的対応 【p.12 第3の4(5)エ】 ・ 情報の記録、共有、引継ぎ【p.4 第1の3(4)】 ・ （これらを支える）学校組織体制等の構築 【p.5 第2の1】【p.9 第3の3】 ・ 教員の資質能力の向上（兆候、心身の苦痛を見逃さない「鋭い感性」と「人権感覚」、「カウンセリングマインド」等） 【p.4 第1の3(5)】 ・ 教育相談体制等の強化 【p.5 第2の1(3)】 【p.9 第3の3(2)】
<p>(2) 被害側にとって、いじめの告白自体、屈辱で自尊心を傷つけるもの</p> <p>他の児童生徒にとって、情報提供、仲裁等で関与することは、次のいじめの対象にされる危険を高める。</p> <p>大人が対応を怠れば黙認されたとして深刻化し、大人が介入に失敗すれば隠然化し、報復によりエスカレートする。</p> <p>↓ 子どもがいじめを大人に告げること自体、「多大な勇気」と、「大人への信頼」を要する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の「思いやりの心」と「行動する力（勇氣）」の育成 【p.3 第1の3(1)】 ・ 学校は、信頼に応えるため、被害側・情報提供者・仲裁者に「全力で守る」ことを伝えるとともに、その決意を行動・結果で示す。 【p.12 第3の4(5)イ】
<p>(3) 多くの児童生徒が入れ替わり被害・加害を経験する。</p> <p>↓ 被害側に加害経験、加害側に被害経験があると人間関係が複雑化し、解決が困難となる。</p> <p>対応も、他の問題行動より格段に困難</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての児童生徒に対する未然防止の取組 いじめを許容しない雰囲気、「一人ひとりが存在感を実感でき、安心して過ごせる支持的風土」の醸成 【p.3 第1の3(1)】 ・ 学校としての対応力を高めるため、段階的な手段を事前に準備 【p.11 第3の4(3)イ】
<p>(4) 繰り返し行われ、再発することも多い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導結果の追跡確認、慎重ないじめ解消の判断 【p.11 第3の4(3)ウ】 ・ いじめの原因（※）の分析、解消 【p.11 第3の4(3)イ】 ・ 家庭・関係機関との連携【p.6 第2の2(1)ウ】 【p.12 第3の4(6)】
<p>(5) 「暴力を伴わないいじめ」であっても、人間の尊厳を奪い、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ対応は、学校の最重要課題の一つとして迅速に対応 【はじめに】

※ いじめの原因 主に「ストレス・疎外感」、「同調圧力」、「ねたみ・嫉妬」、「もてあそび等の娯楽感覚」のほか、「仲間意識の強さ、対抗意識」等が作用することもある。



3 いじめの防止等の対策に関する基本的考え方

いじめの防止等の取組を推進していくには、教職員と児童生徒との信頼関係の構築が不可欠である。

このため、日頃の教育活動全体を通じて、この信頼関係を築いていくことに意を用いるとともに、以下のことに学校・教育委員会が、一体となって取り組むことにより、児童生徒、保護者及び地域から信頼される学校づくりを行う。

(1) いじめの未然防止

いじめの未然防止に向けて、「生命を尊重する態度や思いやりの心の育成」、「自ら善悪を判断し行動する力の育成」、「家庭、地域、学校が連携した『いじめを生まない支持的風土』の醸成」を目指し、学校教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を養う必要がある。

また、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、家庭、地域、学校がそれぞれの役割を果たすとともに、その三者が連携した取組を推進することが必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであることを踏まえ、児童生徒に関わる全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高める必要がある。いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるものも多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、早期発見に努める必要がある。

また、近年深刻化しているインターネットを通じて行われるいじめは、匿名性が高く加害行為にわかりやすいこと、内容がエスカレートしやすいことなどから、多大な被害を与える可能性があり、早期発見に向けた体制を整備する必要がある。

なお、いじめの認知・対応件数の増加は、学校が真摯にいじめに向き合った結果であるから、教育委員会・学校において適正に評価するとともに、その旨を保護者・地域に対して周知する（「学校評価における留意事項」法第34条参照）。